

3. 農林・地域活性化WG

(1) 農林・地域活性化WGにおける改革に向けた基本的考え方

(基本認識)

- 少子高齢化、グローバル化の進展による産業構造の変化は、とりわけ地域経済に深刻な影響を及ぼしている。
- 地方都市においては、アジア諸国の台頭による国際競争の激化や円高の進展により企業立地における優位性が喪失し、さらに公共事業の削減等によって地元の経済活動が低迷している。この結果、地域産業の弱体化、雇用・就業機会の減少を招いている。さらに、中心市街地の空洞化とスプロール化が進行して、都市機能の衰退や財政負担の悪化が懸念されている。
- 農山漁村においては、少子高齢化の進行がとりわけ急速であり、後継者不足は、地域産業の維持・発展を図る上でのみならず、コミュニティ機能の維持の面でも深刻な問題である。
- それぞれの地域の課題を克服し、地域の活性化を図るためには、地域の特性に応じて、地方公共団体や住民等が創意工夫によって地域資源の活用を図ることが重要である。その際、地元住民であるか外部出身者であるかを問わず、意欲ある者のチャレンジを阻害することがないように、意識改革と規制・制度の見直しが必要となる。また、財政や人的資源の制約を踏まえて、都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域活性化を目指し、資源の重点的、効果的な投入を図る視点も重要である。なお、規制・制度については、国のみならず、地方自治体や慣行等によるものも多い。この点でも関係者の総意で取り組むことが期待される。
- 我が国の農業がビジネスチャンスに溢れた魅力ある成長産業、安心・安全な食料を求める国内外のニーズを取り込めるグローバル産業へと転換するためには、足枷となっている様々な規制・制度を見直し、改革を進めて新規参入の促進、生産・資材・流通分野の多様なセクター間の連携強化、市場メカニズムに基づいた健全な競争環境の整備を進めるとともに、農業経営体の経営力強化と社会的生産資源としての農地の保全を図る必要がある。
- 水産分野では、水産資源の状態が極めて悪化しており、就業者数や生産金額の減少が進んでいるなど、衰退が止まらない状況にあるが、資源の悪化が漁業経営、後継者、加工、流通、販売、消費など、あらゆる面に影響を及ぼしている。
- 水産資源が減少している要因については、過剰漁獲が主たる要因であり、米

国、アイスランド、ノルウェー、韓国、ニュージーランドなどの諸外国では、新しい資源管理制度を導入して水産資源の回復と漁業経営の建て直しを図った。それに比べ、我が国では法制度、関係者意識、行政組織、予算の内容などが立ち遅れ、具体的かつ有効な政策が実行されていない。

(改革の方向性)

～農林業～

○農業の成長産業化のための政策展開に当たっては、農業経営の多層性と多様性を十分に認識した各層ごとの明確なビジョンを示すことが肝要である。さらに、そのビジョンの実現のために農業経営者の意思を尊重した選択肢の多様化を図るとともに、自立的経営を促進するために各層ごとの的確な施策を展開すべきである。すなわち、従前からの画一的な補助金交付を中心とした農業経営の自立を阻害する保護主義的政策からの転換をめざし、地域の主体的自立を促すための地方への権限及び財源の移管を進めることが必要となる。

- ①既に農業所得率・所得額の両面において最適な経営規模を有する経営体については、国際競争力を有する農業経営主体の中核として育成すべく、その支援策として、生産性向上の更なる促進、輸出促進のための環境整備や貿易・食品加工・運輸等の企業との連携強化促進、自立的な有利資金の調達のための制度整備、資金調達元を選択肢の多様化、その他企業との更なる連携促進のための規制緩和など自立的経営を損なわない産業振興施策の実施が必要である。
- ②自立的経営をめざす中小規模の経営体（専業農家）に対しては、経営規模の最適化や経営の多角化による収益性の向上を図るための農地集積の迅速な推進、加工・直売事業の展開等の経営の多角化促進のために必要な制度整備や規制緩和、有利資金の調達制度の拡充、経営改革指導、企業との連携促進等の産業育成施策を講じ自立的経営の実現を支援し、日本農業の主要な経営主体として育成支援する必要がある。
- ③零細兼業農家を中心とした小規模な経営体については、地域コミュニティの健全な維持を勘案しつつ、従前の補助金等による保護施策から脱却し、経営者の意思に基づく多様な選択肢を示す次のような施策を展開する必要がある。
 - ・従前からの複数の補助金制度の廃止・見直し・統合等を行い、農地の多面的機能を維持保全するための環境施策あるいは国土保全施策としての支援制度を、自治体の主体的施策として整備すべきである。
 - ・離農を希望する経営者のためには、雇用対策・社会政策としてのパッケージ施策（地域の耕作希望者への農地貸与・売却に伴う収入の自治

体からの前払い制度や周辺農業経営体における優先的雇用の促進など)を実施する必要がある。

- ・耕作継続を希望する経営者のためには、経営規模の最適化を図るための農地集積の推進、周辺農業法人の協力農家としての組織化の推進、農家の自立的意思による新たな専門農協や農業法人の設立のための支援、農商工連携による経営の多角化等を通じた高付加価値化のための経営指導や規制緩和等の施策など自立促進のための施策を実施する必要がある。

- ④こうした農業ビジネスの発展のためには、経営を担い地域のリーダーとなる優秀な人材の育成・確保が不可欠である。とりわけ持続可能で自立した経営を実現するためには、生産に関する知識・技術・経験はもちろん、経営管理に必要な知識・ビジネススキルの習得を可能とする教育・研修環境の整備と支援が重要となる。具体的には、公的教育機関の運営における民間ノウハウの導入、民間の教育・研修事業の展開の促進、修学・受講資金の貸与制度の拡充等を積極的に推進する必要がある。あわせて、農業技術に関する公的研究機関と生産者・企業との連携強化による技術知識の民間移転と普及教育を推進することも必要である。
- ⑤また、農業ビジネスの多様性・多層性に応じた的確な施策の実施のためには、従前の画一的施策の押し付けではなく、地域の主体性・特性と経営者の意思を尊重した施策の立案・実施が必要である。そのため、国から地方自治体に必要な権限と財源を移譲することが不可欠となる。
- ⑥さらに、持続可能で自立した農業ビジネスの健全な発展を促すためには、農産物の生産・流通過程における生産者と流通事業者間のリスク・コストの適正な分担と農産物の価格形成の透明性・合理性を確保することが不可欠である。このため、生産者・原材料製造業者・流通事業者の連携を促進するための規制緩和、契約書に基づく取引の啓発・促進、卸価格・小売価格の形成過程の情報共有と公開の推進、生産者のコスト・マネジメント・スキルの向上支援、流通事業者への農業生産に関する教育・研修の推進等農産物流通の改革を促す施策の実施が望まれる。
- ⑦農協組織は、組合員の主体的運営に任されるべき民間組織であるものの、農業にかかわる政策・制度の中核に位置付けられており、日本農業の成長産業化において今後も一定の機能を果たすべき存在である。このため、関係する規制制度のみならず、その運営の在り方等についても、広く国民に開かれた議論がなされるべきである。
農協は、小規模な経営体の経営強化と収益力の向上という組合設立の原点に立ち戻り、組合員の主体性と単位組合の主導性を重視した農業者の

経営を支援する本来的な機能の再生・強化が不可欠である。

そのためには、農業経営指導等農業関連事業部門の信用事業・共済事業への慢性的依存からの脱却と自立をめざす中長期計画の策定と、それに基づく組合員の経営力強化支援のための単位農協ごとの主体的な取り組み（直販・直売方式の導入、民間企業との連携による販売力強化、民間ノウハウの導入による経営指導力強化、農地集積の促進、農業生産法人の設立支援、農業生産法人との連携強化等）を促進する必要がある。

さらに農協の運営制度の抜本的な見直しにより、農協自体の経営力の強化と有能な人材の育成・確保を図る必要がある。

なお、上記施策のうち、③は社会政策・環境政策・地域政策等の観点を中心に実施されるべきであるところ、本会議の検討の目的は需要創出・供給力強化であるため、主に①②④⑤⑥⑦の観点から検討する。

- また、農地の流動化の促進及び農業の成長産業化により、国民の食を支える基盤である優良農地の保全を確実に行うべきであり、この観点から必要な制度の見直しを運用面の改善も含めて行うべきである。

これまで、農地所有の際の規制、農業生産法人の構成要件等に関する規制、農地集積に係る事業委託先の特定、農業金融の事業委託先の特定など、農業分野への新規参入をできるだけ抑制するいわゆる「入口規制」を中心に行われてきた。しかしながら、こうした「入口規制」は、従前からの構造の維持・安定には効果があったものの、農地の保全、生産者の経営力向上や農業の成長産業化は寄与しなかったばかりか、むしろ阻害要因となり、今日の我が国の農業の疲弊を招く一因となったといえる。

このため、「入口規制」についてはできうる限り規制緩和を行い、農業を開かれた産業分野としてその活性化を促す一方で、農地所有者に対する農業生産への利用責任の明確化、農地の不適正利用のおそれが生じたときに適正利用を維持・回復するための規制など、いわゆる「出口規制」の強化により、社会的資源である農地の保全と有効利用に重点を置いた政策展開を行うべきである。

具体的には、農業委員会の在り方の抜本的見直しによる農地転用の運用の厳格化、農地のゾーニングの適正化、農地所有権・耕作権の流動化と効率的集積の促進（不適正利用農地の所有コストの付加措置、所有権・耕作権を手放す場合の農地の原状回復の義務化、離農による耕作権移転に向けたインセンティブ導入等）等の施策を講ずるべきである。

- 農地にかかる規制・制度の議論においては、農地を単なる個人資産としてだけでなく、我が国の食料安全保障（生産力維持）の基盤となる社会的・国民的資源として捉え、農地の保全に重点を置いた制度設計が必要である。

また、「農地の保全」のための制度設計においては、これまでの農地所有の視点から、農地の有効利用の視点、つまり耕作権に重点を置いた制度設計への抜本的な転換を図るべきである。そのためには、農地の定義についても、これまでの農地の外見的要素ではなく、持続的な農業生産に資されているか否かという実質的な利用目的と農業経営の視点からの利用現況に基づく抜本的な見直しを行い、安易な農地転用を防ぐべきである。

- 山林においては、豊富な森林資源がありながら、林業の生産性が低く資源を十分に活用できていない。一方、森林保全に必要な規制が欠けているため、無秩序な皆伐がなされたり、必要な間伐が行われず放置されていたりするなど、国土保全の上でも問題を引き起こしている。また、森林の持つ多面的な機能は、木材生産と共に国民が強く期待するものであり、この発揮の為にも森林の適切な管理が必要である。
- 上記課題を解決するために、森林・林業の再生を森林所有者の施業意思に委ねるだけでなく、効率的に林業を行えば事業として成り立ちうる山林と、条件が厳しく事業としての林業が成立しにくい山林とを区別し、それぞれに合った手だてを講じる必要がある。前者については、事業者が合理的に林業経営として森林整備を行えるよう、所有権にこだわらず事業委託等により施業地を大規模に集約し、広域的路網計画に基づいた整備等効率的な林業施業を可能とする制度インフラを整えるべきである。これらの業務は行政・森林組合・民間企業等が的確に役割分担すべきであるところ、行政が広範囲を俯瞰した計画を立案したうえで、森林組合等が施業地のとりまとめを行い、林業事業者が健全な競争を行いつつ施業を受託するのが合理的と考えられる。後者については、林業経営を前提とせず多面的機能発揮に向けた限定的な施策が講じられるべきであろう。ただし、林業の場合は超長期の社会の変化に応じた対応が必要で、将来の利用可能性は残しておくべきである。
- あわせて、実効性ある森林の保全・整備ルール等の策定が必要である。その上で、補助事業に関しては、気候帯の変化が激しい日本において、多様な森林施業が可能になるように直接支払いの積極的導入を図り、新しい森林管理への改革の道をつけるべきである。
- 一方、国有林の管理については、民間の森林管理の手法も取り入れながら、より合理的且つ生態系の保全に配慮した管理を推進すべきで、国民が求める姿を配慮しつつ変革していく必要がある。

～地域活性化～

- それぞれの地域にはその土地固有の歴史、文化、芸術、自然など独自の魅力を発する資源がある。そうした地域資源が十分に活用されていない。既存の

規制・制度を見直し、それらの地域資源を最大限活用するための仕組みを住民、事業者、NPO、地方自治体等が一体となって創り上げることが、地域活性化のための第一歩となる。

- 地域産業の中で裾野が広い観光業については、農業・林業をはじめ地域に根付いたあらゆる産業との組み合わせに多くの可能性を秘めており、新たな需要のビジネス化によって雇用を産み出す鍵を握るが、顧客ニーズの多様化、農山漁村での生活体験等による教育効果への期待を受けて、受入地主導型で作り上げる「着地型観光」への取り組みへと繋がる中であって、創意工夫のある取組を阻害するような規制・制度が依然存在している。また、地域の中心市街地や水辺等を活かした取り組みや、地域産業の資金調達や事業承継にも解決すべき課題が多く、さらに、産業の空洞化が叫ばれる中、その地域の立地特性を活かした工場誘致についても規制の弾力化が求められている。
- 新たな需要を創出する上では、訪日外国人旅行客の誘致に大きな潜在力がある。より多くの旅行客が日本を目指すよう諸手続きを簡素化するとともに、我が国独自の魅力を世界に伝え、また、グローバルに共通する新たな魅力の創造にも取り組むべきである。

～水産業～

- 水産業の再生のために、第一に取り組むべきことは、水産資源の回復である。これまでの政策下で生じた資源の悪化と過剰漁獲の要因である過剰投資を断ち切ることである。このため、国が、海外の漁業国の成功事例を積極的に取り入れ、科学的根拠に基づく資源管理と取締りを徹底することで、水産資源の回復を果たし、持続的に利用するシステムとすることである。そのような観点から、現行の資源管理と取締りの制度を抜本的かつ早期に改革すべきである。これにより、長年蓄積された漁場規制、漁具、及び漁期などの制限が大幅に削減、緩和できる。
- 我が国の漁業者は「水産資源も漁場も自分たちのものである」との意識を未だにもっているが、海外の漁業国においてみられるように「自国内の水産資源については、国もしくは国民のものである」として、法的に位置づけ、水産資源の状態などの関係する情報を広く国民に開示し、流通、加工、消費者、NGOなど全てのステークホルダー（関係者）が水産資源の管理に関与すべきである。
- 3点目は、漁業協同組合経営の透明化・健全化である。公的助成を受けている漁協の事業の運営・管理において、より一層の透明性を確保しなければな

らないのは当然であり、漁協の事業内容の現状を正確に把握するため、経済事業、信用事業を含む全ての事業の経理を公開すべきである。また、公認会計士の監査等を講じるべきである。こうした透明化・健全化により、漁協と商工業者との連携や事業拡大などが期待できる。

- 4点目は養殖制度の見直しである。養殖業の持続的な発展のためには、適切な海洋環境の保全や養殖種苗の調達源の水産資源を維持することが重要である。そのため、まずはクロマグロ養殖業など規模拡大を要するよう養殖業から順次、養殖全体量及び養殖可能施設ごとの養殖量を魚種ごとに定める。また、養殖業における譲渡可能な個別割当制度の導入や、陸上養殖業の法的な位置づけ、新規参入や後継者育成の促進などの法制度整備を行うべきである。
- これらの複雑な課題を総合的に解決するためには、漁業法や水産業協同組合法などの漁業関連法制度を、現行の民主化と漁業調整の目的から科学的根拠に基づく水産資源の回復と過剰漁獲の削減、持続的な利用と保護を目的とした全面的な改正を行い、併せて不要となる漁期、漁具、及び漁場の規制を大幅に緩和、廃止する。また、「持続的な資源総合利用のための基本ビジョン」の策定や、資源管理と監視取締りの制度の見直し、資源評価及びモニタリングを行う公的な独立機関の設置などを実施する。さらに、地方分権を促進し都道府県の水産行政における自主性を確立するために法改正を行うとともに、海区漁業調整委員会の構成員を広く地域社会に開放する。また、公有水面埋立法を改正し近代化する。

(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

【農林・地域活性化WG ①】

規制・制度改革事項	認定農業者制度の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする層及び目指すべき姿を明確にしたうえで、多様な担い手の育成及び経営規模の最適化のため、地域や農業者の自主性を重視した主業農家中心の新たな支援策へと転換すべきである。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者制度は、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。 ○ しかし、様々な経営体が、市町村や都道府県を跨いで生産拠点を拡大し、多様化・多角化、輸出等の展開を図っている現況の下では、市町村という地方公共団体が、その地域内で基本構想を策定し認定する今の制度は、合理的とはいいがたい。 ○ 一部の市町村では、認定農業者数を維持するために、経営改善計画作成を自治体職員が大幅に手助けしたり、再認定を希望しない農業者にも再認定を促しているとの指摘がある。認定農業者数を維持し、本制度を存続させることが自己目的化しており、本制度の意義を失っている。 ○ 農業者にとっても、スーパーL 資金（公庫による低利融資制度）を利用するためだけに認定を受けているとの指摘もあり、本来の制度目的が十分に果たせていない。 ○ 農林水産省は、「戸別所得補償制度の導入等、国の農政が大きく見直されていることから、認定農業者制度についても戸別所得補償制度によって下支えされた中から、地域農業の担い手がより多く育成・確保されるよう、戸別所得補償制度を踏まえた運用となるよう指導」することとしているが、戸別所得補償は申請さえすれば対象は限定されておらず、その中で「認定農業者」たりうる者を

	<p>選別する基準が明確でない。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本制度は、本来、農業をビジネスとして捉え、対象とする層及び目指すべき姿を明確にし、資本調達・融資制度を含めた事業支援であるべき。これは、農業を辞め農地を手放す者へ行われるべきインセンティブ強化や、農業経営は成り立たないが農地を維持すべき地域（中山間地等）において行われるべき補助とは性質が根本的に異なる。○ 上記のように、認定農業者制度が形骸化し、農業のビジネス化への支援となっていない実態を踏まえ、対象とする層及び目指すべき姿を明確にしたうえで、多様な担い手の育成及び経営規模の最適化のため、地域や農業者の自主性を重視した主業農家中心の新たな支援策へと転換すべきである。
--	--

【農林・地域活性化WG ②】

規制・制度改革事項	我が国酪農の競争力強化のための見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにすべきである。併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる補助体系にすべきである。〈平成 23 年中措置〉
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 酪農経営のように需給調整に数年を要する農業形態が戦略的な経営を行うためには、自らの自由な経営判断が担保されることが必須である。 ○ 現在の制度においては、生乳の生産者は指定団体への全量委託か、全量を独力で直接販売するかの二者択一を迫られるが、従来直接販売をしていなかった者がいきなり全量の直接販売を行うのは困難が多く、自立を躊躇するのが実態である。我が国の酪農業の競争力強化のためには、多様な生産者が創意工夫溢れるビジネスモデルを構築できる環境整備が必要であり、改善が必要。 ○ 生産された生乳を誰とどのような条件で売買するか（直接販売・委託販売に関わらず）を当事者が自由に決められることは、市場経済において当然の前提であり、全量の委託を原則とする現在の制度は、早急に見直すべきである。 ○ また、補助金の支給方法について、適切に事務を処理できる仕組みを導入することを条件として、個々の農家が直接的に受給できる道も設けるべきである。 ○ 補助金が指定団体経由で支払われる場合には、仕組みを簡素化し、中間コストを削減することにより、生産者が利用できる補助額を増大させる等、補助の最大効率化を図るべきである。

【農林・地域活性化WG ③】

規制・制度改革事項	国家貿易制度の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家貿易が行われ、民間企業が麦や乳製品等を購入するときに自由度が低い状態では、良いものを安く購入しようとする企業間競争が阻害される。民間企業の創意工夫の発揮される余地を大きくすることで、企業間競争が促進され、消費者の利益に資する。 ○ 国家貿易制度を中止または簡素化することで、行政の効率化にも資する。 ○ 実際に輸入を行うのは、業務の委託を受けた商社等であり、国ならではの交渉力をもって輸入を行っている実態にはない。 ○ 一方で、国内の需給関係への配慮、食糧安全保障の観点等、国が麦・乳製品等の売買に主体的に係わることを即座にやめるのは望ましくない面もある。 ○ したがって、麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大すべきである。

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果汁の最終製品の品質規格について、加熱・非加熱にこだわることなく、安全・衛生の確保に必要な範囲に限定したうえで明確にし、わかりやすく開示すべきである。あわせて、非加熱果汁のボトリング・販売等について、どのように衛生管理を行えば「総合衛生管理製造過程承認制度」における承認をうけられるかを明確かつ具体的に示すべきである。＜平成 23 年中措置＞
所管省庁	厚生労働省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品の安全性の確保が目的なのであれば、体内に入る最終製品の品質規格が守られていれば、製造手段まで規制する必要はない。 ○ 製造工程まで規定されることで、創意工夫を凝らしたビジネスの可能性が失われている。 ○ 「総合衛生管理製造過程承認制度」に基づく個別の承認をうければボトリング等は可能であるが、その要件が明確になっていないなど、容易ではない。 ○ したがって、最終製品の品質規格を明確にし、わかりやすく開示したうえで、加熱・非加熱を問わず、また、製造手段の制約なく、果汁のボトリング及び販売が容易にできるようにするべきである。

【農林・地域活性化WG ⑤】

規制・制度改革事項	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建設による農地転用基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他用途への転用を防いで農地を保全し農業振興を図ることの重要性を鑑み、農地上に施設等が設置・建設された場合、当該施設等が農業生産の用に供するものであること、施設等を撤去すれば直ちに土壌を耕作する農業ができること等を要件に、農地のままとみなす（農地転用とは扱わない）べきである。＜平成 23 年中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法において、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」と定義されているところであるが、農林水産省回答では、その土地上で農業が行われているか否かより、土地がコンクリートで固めているか否かをその判断基準とし、床をコンクリートにした大規模野菜生産施設及び事務所等の附帯施設の建設にあたっては農地転用許可が必要としている。しかし、優良農地確保の重要性を踏まえると、従来農地であった土地で継続して農業を行っている場合は、農地扱いを継続し、他用途への転用を防止すべきではないか。 ○ したがって、農地上に施設等が設置された場合、当該施設等が農業の用に供されること、施設等を撤去すれば直ちに土壌を耕作する農業ができること等を要件に、農地のままとみなす（農地転用は行わない）べきである。

【農林・地域活性化WG ⑥】

規制・制度改革事項	土地改良事業の効率化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 土地改良区については、低コストかつ適切な事業遂行・維持管理を可能とすべきである。 <平成 23 年度中措置></p> <p>② 透明性・効率性の確保のため、土地改良事業団体連合会が土地改良事業遂行へ関与することをやめるべきである。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者戸別所得補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、設備費用等の一層の効率化・合理化を行い、農業者の負担を軽減することが必要不可欠である。 ○ 新成長戦略においても「高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。」とされている。 ○ したがって、土地改良組織について、更に人件費及び事務所等の経費の削減を図るべきである。 ○ 土地改良事業団体連合会による仕様や業者についての制約が、事業遂行・維持管理の高コスト化を招いている。透明性・効率性の確保のため、土地改良事業団体連合会が土地改良事業遂行へ関与することをやめるべきである。

【農林・地域活性化WG ⑦】

規制・制度改革事項	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 農林業者が狩猟免許なくても狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地も含むこととすべきである。＜平成 23 年中措置＞</p> <p>② 狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲計画書を提出し確認・認定をうければ、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を行うことができるようにすべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 農業経営者の経営努力が、自らの農業経営に適切に反映されることが必要であり、鳥獣害等の不確定要素により経営状況が左右されることは最大限回避する必要がある。</p> <p>○ そのためには、安全性及び鳥獣等の保護が適切に配慮されることを前提に、鳥獣害の被害を直接うける農業者が、わな猟等により自らを守ることを柔軟に認めるべきである。</p> <p>○ 狩猟免許がなくとも、「自らの事業地」においては有害鳥獣が捕獲できることとされているが、自治体によっては、所有農地に限り、借地を認めない運用をしている場合があるとの指摘がある。現在の農業経営は、借地による規模拡大が増加していることを踏まえ、農林業者が狩猟免許がなくとも狩猟期間内に鳥獣等を捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地のみならず借地農地も含むこととすべきである。</p> <p>○ さらに、狩猟免許を有しないが一定の要件を満たした者の行うわな等による有害鳥獣捕獲について、特区にとどまらず容認の範囲を広げ、全国規模で実施すべきである。</p>

【農林・地域活性化WG ⑧】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>有害鳥獣捕獲に係る基準の緩和</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 都道府県公安委員会が認める医師及び専門医の点在状況を調査し、現状把握をすべきである。 併せて、調査結果をもとに、許可申請者の負担のさらなる軽減のため、医師数目標値の設定及び工程表の策定を行い、それを確実に実行すべきである。 ＜平成 23 年中調査、目標・工程表策定、以降確実に実施＞</p> <p>② 中期的には、業として害獣駆除を行う者を育成する制度（国の認定資格を設け、地域をこえて活動できるようにする等）を整備すべきである。 ＜平成 23 年度検討開始、できる限り早期に措置＞</p>
<p>所管省庁</p>	<p>警察庁</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、鉄砲刀剣類等所持にかかる精神診断書の添付が義務付けられたことから、面倒である、近隣に診断書が取得できる病院が無い等の事情も、免許返納者が増加している一因であるとも考えられる。 ○ 狩猟免許第 1 種、第 2 種所持者及び銃所持者が減少していることが、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況を招いている。 ○ 農業経営者の経営努力が、自らの農業経営に適切に反映されることが必要であり、鳥獣害等の不確定要素により経営状況が左右されることは最大限回避する必要がある。 ○ 一方で、許可銃使用に係る凶悪事件等の増加は防がねばならない。 ○ したがって、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号により認められる医師（法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師）の増加に積極的に取り組むべきである。 ○ 現在は、片道 2 時間以上かけて診断書が取得できる病院

	<p>に行くケースもあるが、30分程度では病院に着けることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 増加に向けた取り組みについては、目標値及びその工程表を設定して積極的に取り組むべきである。○ 一方で、(上記取り組みを行ったとしても)銃所持者の高齢化及び減少を根本的に食い止めるのは難しいと考えられるため、趣味として狩猟を行うことを主目的とした現行の銃所有者に、害獣の駆除等を頼るのは限界がある。○ したがって、中期的には、業として害獣駆除を行う者を育成する制度(国の認定資格を設け、地域をこえて活動できるようにする等)を整備すべきである。
--	--

【農林・地域活性化WG ⑨】

規制・制度改革事項	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除すべきである。＜平成23年中措置＞
所管省庁	厚生労働省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ BSEを理由にEU諸国からのレンネット輸入は禁止されている ○ しかし、EU内においてレンネットを使用して製造したチーズ製品は輸入されており、輸入を禁止する意義が乏しく、現状を踏まえた対応が必要。 ○ BSE発生国である米国産は輸入が行われている実態もある。 ○ EU諸国の牛・羊・ヤギ由来のレンネットが利用できるようになれば、チーズメーカーや加工を行う酪農家が、自らの理想に適う、より多様な製品を製造できるようになり、商品のブランド力の強化、6次産業化が促進され、当該地域の活性化につながる。 ○ 厚生労働省は「現時点において、EU諸国から要望は受けていない」とのことであるが、現に国内からの要望があることを踏まえ、EU諸国からのレンネットについても、輸入再開を認めるべきである。

【農林・地域活性化WG ⑩】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>農地基本台帳整備の促進</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。 <平成 23 年度中措置>
<p>所管省庁</p>	<p>総務省、農林水産省、国土交通省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税義務者の確認には地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。 ○ 一方、農地基本台帳は、「農業委員会交付金事業実施要領」に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において整備することとされており、当該要領では、記載事項、台帳整備準備委員会の開催、調査推進協力員の委嘱等が規定されているが、農地基本台帳自体の法令上の位置付けが不明朗のままである。 ○ また、地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、農地基本台帳を法定台帳化することは、地籍台帳等を補完し、国土保全に資するものである。 ○ さらに、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは手続きコスト等を勘案すれば、現実的ではない。 ○ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。

【農林・地域活性化WG ⑪】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>主体が制限されている農地流動化事業（農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体）等の民間開放</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 農地信託事業、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となれるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。） <平成 23 年度中措置></p> <p>② 農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計※を見直しすべきである。<平成 23 年度中措置></p> <p>※ たとえば、以下が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 第 2 条第 2 項第 1 号に規定される資金（農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの）の貸付業務（同法第 11 条）。 ・ 農業協同組合が推薦した理事または組合員が就任する、農業委員会の「選任による委員」（農業委員会等に関する法律第 12 条）。
<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○ 農業者の高齢化等により、多くの優良農地の存続が危惧されているため、農地の流動化が一層促進される必要がある。</p> <p>○ 集約した農地を確保し経営改善・規模拡大を目指すなど、積極的・戦略的な農地の流動化・集約化のニーズがでてきている。これらのニーズに応えられれば、農業の成長産業化に資するとともに、耕作放棄地の減少及び優良農地の確保につながる。</p>

- しかしながら、これまで耕作放棄されそうな農地を流動化させる受動的な対応を中心に行ってきた現在の農地流動化の担い手では、必ずしも上記ニーズを十分に満たせるとは言いがたい。
- 新たな農業の担い手が育つよう新規参入を促進しているが、当該新規参入者と競合関係になりうる既存の農業者の組織した団体にとっては、農地流動化に取り組むインセンティブが働かないことも考えられる。農協や非営利団体は流動化に関する事業の主体となりえるが、公平性・中立性・透明性が非営利団体であることにより担保されているわけではなく、これらの団体のみに認められているのは不合理である。民間企業とのイコールフットイングが図られるべきである。
- 農協はこれまで組合離脱の傾向にあった大規模専業農家や農業生産法人対応の強化だけではなく、高齢化・後継者不足対策の一環として農業生産法人の出資・設立を推進している。これにより、農地集積事業を行う農協が自ら設立した農業生産法人に農地を集積することが可能となり、実際にそれが行われている現況がある。この観点から見ても、農地集積事業について農協を利害関係がないとの理由で事業主体として認めながら、農業生産法人を利害関係があるとの理由により除外する論理的合理性はない。
- 民間企業等による所有者代理業務・農地仲介業務について規制があるわけではなく、従来はこのような業務を行う者もいたが、農協等に農地流動化の担い手としての役割が特定され、2万円/10aの交付金が支給された結果、このような業務を行う者の活動が阻害された。同制度の導入後、相対契約による契約件数が激減するなどようやく進み始めていた農地所有者と農地の集積を希望する耕作者との自由な農地賃貸借契約の進展が減少したとの指摘もあり、集約化にむしろマイナスに働いた面がある。
- また、農地利用集積円滑化事業においては、当初「地域農業の担い手への農用地の利用集積を効率的に図るため、担い手と農地利用集積円滑化団体とが、農地の利用権の設定において一元的に協議・調整するための仕組み

として導入」されたため、原則として、一定の地域に一事業実施主体を位置付けることから、「営利を目的とする民間企業等」はなじまないとされている。しかし、現在では地域に複数の主体が存する場合も多く、集積化を急ぐべき現状の下では、一地域一主体を前提とした当初の要件を維持すべき理由はない。

- したがって、民間企業のノウハウを活用し、機動性、専門性のある新たな農地流動化の担い手を認め、農地集積の加速、耕作放棄地の減少を図ることが急務である。①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となれるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。）
- そもそも、特に農業協同組合法第8条の「非営利」に関する規定は、組合組織（役員、職員）が組合員に対して非営利であること、つまり組合員に対する利益還元と奉仕を行うべきとの主旨であり、対外的な非営利性、公益性、中立性を定めたものではないことに留意が必要である。農協組織は、あくまでも組合員の農業経営という営利活動を補完する営利活動を行う組織であり、対外的には民間企業等と健全な競合関係にあるべき営利活動組織だということを再認識することが必要である。
- 営利活動を行い、農地集積に利害関係を有する農協に一定の機能を持たせることができるのであれば、農業生産法人など民間企業に同様の機能を持たせることは、何ら支障がないはずである。
- 地域の活性化という視点から見れば、農協、農業生産法人、非組合専業農家、民間企業が、それぞれの機能を生かしながら連携し、農地の有効利用を実現することが望ましい。
- したがって、農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計を見直しすべきである。

【農林・地域活性化WG ⑫】

規制・制度改革事項	不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保）
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正利用農地の低減を図るため、以下のような観点から、特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き等を見直すべきである。 ※一定の要件に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す ②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする ③適正に農地を利用しなかった者に対し農地ならではの優遇措置（インフラ・税金等に係る費用の軽減）の廃止 等 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用の促進のためには、特定利用権制度の実効性の向上が不可欠である。 ○ 特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き等の見直し（一定の要件に基づき、①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す、②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする、③適正に農地を利用しなかった者に対し農地ならではの優遇措置（インフラ・税金等に係る費用の軽減）の廃止等を行い不適正利用農地の低減を図ることが必要である。 ○ 農業者の高齢化の進展等により、耕作放棄への動きに加速がついている実態を踏まえると、直ちに実態把握を行った上で早急に制度を見直すべきである。

【農林・地域活性化WG ⑬】

規制・制度改革事項	市民農園開設に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 不適切利用された場合に市町村が適切な措置をとることを条件に、農業委員会への届出（許可は不要）により、市民農園の開設が認められるべきである。 <平成 23 年度中措置></p> <p>② 市民農園開設に関し、営利を目的としない要件を削除すべきである。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 山間地域では、形状が悪く小規模な農地が多く、コストの大幅な低減ができない場合が多いことから、大規模・低コストの農業経営は困難。その結果、中山間地域では、現在、担い手等の借り手もなく耕作放棄されている農地が散見され、その解消が急務となっている。市民農園は農地の有効利用の一手法となり得ることから、適切に管理される限り、容易に開設できることが必要。</p> <p>○ 農地利用の適切性の判断は事後チェックを厳格に行えば問題ない。</p> <p>○ 市民農園の開設状況を把握するのであれば、開設時の「承認」ではなく「届出」で足りる。</p> <p>○ したがって、不適切利用された場合に市町村が適切な措置をとることを条件に、農業委員会への届出により市民農園の開設が認められるべきである。</p> <p>○ また、市民農園の開設認定に当たっては、営利を目的としない農作物の栽培に供することが要件となっており、自家消費分に限定されているため、余剰分を直販所等へ出荷できず、面積を一定規模以上に広げるのは難しい。</p> <p>○ 自家消費を除いた余剰分の出荷が可能になれば、農業の六次産業化の促進等による地域の活性化や、国民の農業意識の向上につながることを期待されるため、営利を目的としない要件を削除すべきである。</p>

【農林・地域活性化WG ⑭】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>農協の信用・共済事業部門からの農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組みを進めるべきである。</p> <p>すなわち、農協の支援機能の強化及び個々の組合員の収益力の強化とともに、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減を図るべきである。</p> <p>かかる取組みについての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組みを早急に開始すべきである。</p> <p><平成 23 年度計画策定、以降計画に沿って措置></p> <p>② 農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねられることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく農協経営の制度設計の抜本的見直しを行うべきである。</p> <p><平成 23 年度中措置></p>
<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>【農協による農業者の経営を支援する機能の再生強化の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大半の農協において信用事業部門・共済事業部門から農業関係事業部門への補てんが常態化しており、その結果、「農業関係事業部門の赤字」が「常識」化し、農業関係事業部門の自立や強化に向けての取組みの意欲の低下を招いている。 ○ 利益構造上、信用・共済事業に経営の重点が置かれることとなっている。その常態化が、組合員の所得低迷による離農者数の増加など本質的な問題と責任の所在を曖昧にし、組合の原点である農業経営支援機能の縮小など、支援意欲の希薄化や、農業関係事業部門の再生・強化に向けた努力の低下につながっている。 ○ 信用・共済事業からの補てんに依存しないよう、リスク

テイクを前提とした買い取り直販や直売事業、コスト削減、企業との連携など農業経営支援機能の強化への取り組みと組織改革を積極的に行い始めている農協もある。このように、農協は、組合の原点である共同購入・共同販売による、組合員の営農コストの低減と収益力の向上を図るための農協の販路開拓力、経営指導力の向上とコスト削減努力を優先すべきである。

- したがって、農協自らが中長期の農業支援機能の再生・強化計画を立て、信用・共済事業から農業関係事業への補てんを計画的に縮減し、将来的には農業関係事業部門の自立をめざすべきである。
- なお、農業関係事業部門が自立できるまでの期間、信用・共済事業部門から資金的支援を行う、あるいは、農業関係事業部門の増資を行うなどの方法により農業関係事業部門の経営基盤を支持することは可能である。また、自立をしたうえでの資金移動は、組合員に対する経営状況の公開性をより高め、経営に対する監視・参画意識の向上にもつながるものと思われる。
- 信用・共済事業部門と農業関係事業部門の組織間連携の強化により、従前どおりの組合員へのサービスを質的に維持することは可能であり、また、組合として当然の責務である。また、組合員は、信用・共済事業部門及び農業関係事業部門の出資者であることに変わりはなく、それぞれの部門からの利益還元と奉仕を享受できるため、組合員の立場からすれば何ら現状と変わるところはなく、不利益は被らないはずである。
- なお、経営基盤の支持のために農業関係事業部門の増資を行う場合、想定されるのは、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への組合員資産の移動による資本強化である。この資産移動の信用・共済事業部門への影響は決して小さくはないため、慎重な検討と留意が必要である。

【金融からの視点】

- 一般の金融機関に他業禁止という制約がある中で、農協のみに信用事業を認めることはイコールフットィングの観点から適切ではない（農協の設立当時は確かに農協

が信用事業を実施する必要性があったことまで否定するものではない)。

- 信用事業と農業関係事業等を一体で行うことは、圧力販売など不公正な取引を誘発するもので、指導や取締りでそれを防ごうとしても限界がある。
- 農業関係事業の赤字を信用・共済事業で補填していることは、農協の信用事業又は共済事業のみを利用している准組合員も多く存在することを踏まえると、預金者などの利用者保護の観点から適切でない。
- 農林水産省は「総合サービスの一元的な提供ができなくなり、組合員の利便性が著しく低下する」との見解であるが、農業関係事業部門が自立しても従来と同じような金融サービス提供を継続できる制度設計は可能であり、農業者にとっては、むしろ金融機関の選択肢の幅が増える可能性もある。また、現に、農業生産法人は、農協の農業関係事業等の機能を果たしているが、金融サービスとの一元化がなくても、参加農家の所得は向上しており、不便さも感じていない。

【有能な人材の確保】

- 現在の農協の経営には、高い経営力を有した有能な人材を経営者として据えることが不可欠となっている。しかし、経営力を有する農協職員や外部から招へいた専門家を組合長に選ぶことは制度上可能であるものの、まず理事に選任され、さらに理事の互選で選ばれることが必要であり、現実には困難を伴う仕組みとはなっている。
- ひっ迫した組合員の経営状況を好転させるべく、硬直化した組織と農業関係事業の抜本的な改革を主体的・自立的に進め、着実に成果を収めつつある農協がある一方で、現状維持と組織保護が自己目的化した硬直化した農協も見受けられるなど、農協間、農協と連合会との間の意識や経営方針のかい離が拡大している。
- 改革が進む農協においては、優れた経営力と改革意欲に満ちた人材がリーダーシップを発揮している。そのことから、各農協の主体的な改革を推進し、より効率的な経営が行えるよう、理事会をチェック機関と位置付け、経営については理事会の承認のもと農協職員・専門家な

	<p>ど出来る限り広い範囲から優れた人材を登用し、経営を委ねることが可能な仕組みを導入すべきである。</p>
--	--

【農林・地域活性化WG ⑮】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 出荷先に関わらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置すべきである。＜平成23年中措置＞</p> <p>② 本事業の対象となる産地を指定せず、生産地がどこであっても利用できるようにすべきである。＜平成23年度中措置＞</p>
<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○ 契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）は、制度上では一定の要件を満たした農業者も対象となるにも関わらず、制度の運用において、生産する都道府県や出荷方法により、セーフティネットの在り方が異なっており、不合理である。</p> <p>○ 制度上定められた要件を満たしさえすれば生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置すべきである。</p> <p>○ また、技術の改革や気候の変動等によって、生産に適する産地は変わる。その判断は生産者に委ねるべきであり、行政が本事業の対象となる産地を指定すべきではない。</p>

【農林・地域活性化WG ⑯】

規制・制度改革事項	農政事務所(旧食糧事務所)業務の民間等への開放の促進
規制・制度改革の概要(案)	<p>① 米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務の効率的な遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。＜平成23年度中措置＞</p> <p>② 併せて、農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。＜平成23年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 米に係る農産物検査や有機食品の認定・調査を民間の機関が行っていることを踏まえると、米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務を農政事務所が独占すべき理由はなく、効率的に業務遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。</p> <p>○ 農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。</p> <p>○ 民主党マニフェスト2009に掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして、出先機関を縮小し組織改革を推進することも重要である。業務の委託・移管に伴い、農政事務所の合理化・効率化を進め、農政事務所等の職員定数を段階的に削減すべきである。</p>

【農林・地域活性化WG ⑰】

規制・制度改革事項	中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加すべきである。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省、経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業が金融機関から借り入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度（「農林水保険」）と経済産業省が所管する中小企業信用保険制度（「中小保険」）が存在する。ただし、農林漁業は、中小保険による保証の対象外業種である。 ○ 中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業以外の資金については中小保険、農業分野の資金については農林水保険と2つの制度を併用しなければならない。しかし、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資や農協融資に限定し、銀行融資が対象にならないことがあり、農業へ進出しようとする中小企業が従来からつきあいのある銀行等から融資を受けられず、新規参入時の円滑な資金調達が阻害されているとの指摘もある。また、銀行が農林水保険の対象となる場合でも、申請等の事務手続きや条件が異なるうえ、どちらの保険が対象となるかが不明確な場合（農業生産の一部は製造加工業（もやし栽培業、キノコ生産等）として、中小保険が対象。申請者が個別に相談し、両制度で調整。）があるとの指摘もあり、利用者の利便性が損なわれている。 ○ 2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようになったところであるが、対象保険金額は2億円以上であり、新規参入者は対象とはなり難い。また、農林水保険の取扱銀行等は増加しつつあるものの、上記のとおり、地域によっては参入を阻害されているとの指摘もあることから、さらなる改善が必要である。

	<ul style="list-style-type: none">○ また、中小保険においては、各債務者の経営内容に基づき、9段階で保証料率を設定しているが、農林水保険においては、貸付商品毎に保証料率が一律であり、事業のリスクに応じた保証料の算出となっておらず、農林水保険制度におけるコストの合理化や利用者の経営改善努力が図られない。○ 以上の課題を鑑み、中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加すべきである。○ かかる改善が実行されるまでの間、まずは農林水保険と中小保険の連携強化、農林水保険への銀行等の参入促進強化等を図るべきである。
--	---

【農林・地域活性化WG ⑱】

規制・制度改革事項	国有林野事業の更なる民間委託の促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の創意工夫・競争により、更なる国民負担軽減を図る観点から、間伐事業等の実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般を一括して民間委託する一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表すべきである。 ＜平成 23 年度モデル事業開始、平成 24 年度中評価・検証・公表＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野事業については、国有林野事業の改革のための特別措置法に基づき、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者へ委託しているところ、国民負担軽減の観点から、コスト削減への継続的取組みが求められる。 ○ 一方、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと指摘もあると聞いている。 ○ 平成 23 年度より、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定のところ、当該実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般の包括的な民間委託等を検討し、このことと現行の事業実行方式を比較衡量し、国としての適切な経営の確保や民間の創意工夫・競争によるコスト削減の効果を検証し、今後の国有林野事業の在り方の検討に資するため、包括的民間委託のモデル事業を実施すべきである。

【農林・地域活性化WG ⑱】

規制・制度改革事項	保安林制度に係る指定施業要件の変更の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については、届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成23年中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、緩和後の要件を適用させようとする保安林については、個別に都道府県・所有者等からの申請が必要である。 ○ 緩和後の要件を適用させようとする場合、保安林面積全体の約9割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、手続きに多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。また、都道府県が事務手続きを行う場合、手続きに膨大な時間を要することがある。 ○ 私有財産権への制約は必要最小限であるべきであるところ、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。

【農林・地域活性化WG ⑳】

規制・制度改革事項	林業経営に係る許認可・届出等の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の森林を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。＜平成 23 年中措置＞
所管省庁	農林水産省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが重複する部分があるとの指摘がある。 ○ 林野庁関連の許認可・届出については、保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、同様に伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。これらは同じ様な書類が多いうえに、伐採立木の本数まで記載しなければならないなど、必要があると考えにくい記載まで要求されているとの指摘がある。 ○ 一方、環境省関連の許認可・届出については、国立公園・県立公園（特別 2 種または 3 種）で保安林指定がされている地域については、公園を管理する窓口と保安林を管理する窓口に許可申請を行わなければならない。 ○ 手続きの一元化・簡素化は制度の一体的な運営を意味しているものではない。申請書類の統合・窓口の一本化等により、森林所有者の負担軽減と行政事務の効率化を念頭に置くものである。制度目的が異なるものについては、受付が困難であるところ、例えば、保安林に関する手続きの申請書類を統合（申請に関係しない項目は空白で対応）することにより、申請書は 1 枚で済み、申請者にはわかりやすく、同様の書類を 2 箇所提出する負担の軽減につながり、一方、行政は手続きもれ等を防ぐこ

	<p>とができる。</p> <p>○ したがって、森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の森林を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。</p>
--	--

【農林・地域活性化WG ①】

規制・制度改革事項	林業用種苗の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 林業種苗法における種苗の配布区域について、事業者の選択肢を拡大する観点から、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、配布区域を2～3に簡素化するなど、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。＜平成23年中措置＞</p> <p>② 林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底すべきである。 ＜平成23年度上期中措置＞</p> <p>③ 併せて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努めるべきである。 ＜平成23年度上期中措置＞</p> <p>④ 植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。＜平成23年度上期中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 林業種苗法においては、農林水産大臣は一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定しているが、地域が分かれているため、例えば九州で植えることのできた苗木が四国では植えられない。温暖化に伴い、九州の苗木を四国で植えても十分に生長するとの指摘もあるが、当該区域は昭和47年以降見直しされておらず、気候変動に対応しているとは言い難い。したがって、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきで</p>

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林業種苗の価格については、林業用樹苗標準価格調整会議（「調整会議」）等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されているとの指摘がある。林野庁においては、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないように、早急に指導を徹底すべきである。また、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、本件についても早急に対応し、公正な競争条件の確保に努めるべきである。 ○ 造林補助事業の対象となるha当たり植栽本数については、地域によっては2,000～3,000本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な1,000本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できないとの指摘がある。したがって、植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。
--	--

【農林・地域活性化WG ②】

規制・制度改革事項	森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林情報の整備を促進する観点から、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう、森林法を改正すべきである。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林法は、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき、地域森林計画・市町村森林整備計画等（「森林計画等」）を策定するよう求めているところ。国や地方自治体は、森林計画等の策定・実施のため、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、当該調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。 ○ 一方、森林法第 188 条第 2 項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。 ○ このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林に辿り着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。 ○ なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている（測量法第 15 条、道路法第 66 条）。

	<p>○ したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</p>
--	--

【農林・地域活性化WG ②】

規制・制度改革事項	森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払方法の改善
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理・環境保全直接支払制度導入後の事業者間の公正な競争を確保する観点から、所有者が施業を委託する事業者を自由に選択できるよう、直接支払いの補助金の交付窓口について、所有者本人が施業の責任を持つ場合には、所有者本人の口座に直接入金する制度（補助金受取の委任・受任は認めない）とすべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度第 1 四半期までに措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっており、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となる方向である。 ○ 計画を作成する一方で作業班を持つ森林組合を交付金の支払先とした場合、森林組合による事業の抱え込みが生じ、他の林業事業体との公平な競争環境の確保及び効率的かつ質の確保された林業事業体の育成や新規参入の促進につながらない恐れがある。 ○ したがって、当該制度導入後の事業者間の公正な競争を確保する観点から、直接支払いの補助金の交付窓口について、所有者本人が施業の責任を持つ場合には所有者本人の口座に直接入金し、そのうえで所有者が事業者を選択し、施業委託を可能とする制度とすべきである。

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	森林集約化等の円滑な推進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、共有又は一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。 ○ しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共同所有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。 ○ したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。

【農林・地域活性化WG ②】

規制・制度改革事項	森林・林業再生プランの円滑な推進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランの円滑な推進を図る観点から、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。〈平成 22 年度中措置〉
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成 23 年度当初予算の対応ができない。（この場合は事業期間が短くなる。）また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ○ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。

【農林・地域活性化WG ②】

規制・制度改革事項	森林所有者の責務の明確化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保するために、森林法等で森林所有者の義務を明確にすべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により義務付けられている。 ○ 森林・林業基本法には、「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されているが、間伐の適正な実施、大規模な皆伐の防止及び伐採後の植林にかかる義務などの森林整備に関する規定がない。 ○ したがって、森林法等で森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。

【農林・地域活性化WG ⑦】

規制・制度改革事項	森林簿等の整備・民間利用の促進
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。 <平成 23 年度中措置></p> <p>② 併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	<p>① 総務省、農林水産省、国土交通省</p> <p>② 消費者庁、農林水産省</p>
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 地籍調査が未了の山林が多いうえに、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられていることから、地方自治体が森林に関する情報を適時に収集できないなど、森林の実態把握や整備等に関する計画の策定時に手間取ることが多い</p> <p>○ 納税義務者の確認については、地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、地方自治体が森林簿等に反映させるために情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。なお、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報の提供をうけることは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは現実的ではない。一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条により規定されている地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立にあたって活用されているが、法的発出根拠が不明朗のままである。</p> <p>○ また、森林簿等は、林業施業者等の施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示</p>

	<p>できるものではない」との見解を示しているため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、森林簿をきちんと整備し、適切に施業を行う林業事業体等に公開することは、国土保全に資するものである。○ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。
--	---

【農林・地域活性化WG ⑳】

規制・制度改革事項	京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐について、早急な対応が困難な地域においては、移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させるための措置を講じるべきである。＜平成 23 年度第 1 四半期中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。</p>

【農林・地域活性化WG ⑳】

規制・制度改革事項	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働中の産業遺産に関して、世界遺産登録推薦のプロセスを構築することについて、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、国土交通省等関係府省は、文化財保護法以外の法令による保全方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得るべきである。 ＜平成 22 年度中に検討を開始し、平成 23 年度中できる限り早期に結論＞
所管省庁	文部科学省、国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの金本格的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国における世界遺産の前提となっている文化財保護法では、産業遺産のように利用・活用され、産業技術の進展とともに、修繕等を行いながら、その機能を維持する必要があるものには適さない。 ○諸外国では、文化財保護法のみならず、港湾法・鉄道法・都市計画法などの関連を活用して、稼働中の産業遺産の保存管理を行っている。 ○我が国において、産業遺産の世界遺産認定に向けて実質的な枠組みがないのが実情であり、稼働中の産業遺産とその周辺の区域について、港湾法等の文化庁以外の省庁管轄の法制度を含め、新たな枠組みの構築に向けて検討されるべきである。 ○九州・山口地域において、稼働中の産業遺産を含む近代化産業遺産群の世界遺産登録を目指す活動が活発に行われており、「国民の声」要望意見も多数あり）、政府として、速やかに検討を行い、早期に結論を出す必要性は大。

【農林・地域活性化WG ⑩】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況を踏まえ、自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。 <p><平成 22 年度検討・結論></p>
<p>所管省庁</p>	<p>文部科学省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの金本格的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が遅れている文化財保護行政においては、戦前から伝統的な指定を主な手段とするトップダウンの文化財保護施策（少数優品主義）が継続しており、景観形成や観光開発に重要な役割を果たすべき文化財未満の文化遺産が全国で約 10 年の間に 2 割程度失われている。 ○平成 19 年の文化審議会企画調査会の報告において、保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることが提案されたが、同時期に国交省・農水省・文化庁の共管による「歴史まちづくり法」が施行されたため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧なままとなっている。 ○個々に展開してきた文化財保護行政、景観行政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つの将来目標像に向けて統合的に展開することで魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮らしの実現、さらに地域間および国家間の交流の推進、地場産業の 6 次産業化などが期待でき、経済効果は甚大である。

【農林・地域活性化WG ⑪】

規制・制度改革事項	茅葺き屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統構法を用いた茅葺き屋根等木造建築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る観点から、建築基準法第 22 条に基づき特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造に係る技術的基準及び区域の指定のあり方等について検討し結論を得た上で、地方公共団体に技術的助言（ガイドライン）を発出すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの金本格的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○過去にも民間事業者等から同内容での規制改革要望は複数あり。 ○文化的価値の高い茅葺き技術の伝統を守るために、観光振興による地域活性化が期待される温泉地等へ、茅葺き屋根による古民家等の宿泊施設をビジネスとして成立させることが必要である。

【農林・地域活性化WG ⑳】

規制・制度改革事項	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 地域の魅力を活かした観光振興の観点から、河川景観の形成と保全と治水上必要な諸基準との関係について、国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方（平成 18 年 10 月）」の周知徹底を図るとともに、親水空間の一層の活用の観点から、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準の見直しも含めた検討を行うべきである。＜平成 23 年度検討開始＞</p> <p>② また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取り組みが適切に行われるよう、併せて周知徹底を検討すべきである。 ＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	国土交通省、農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○人道橋等の設置も含め、魅力ある観光地づくりを一層推進することが求められており、適時適切に関係者が情報を共有しながら合意形成を進めるため、「河川景観の形成と保全の考え方」等について、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>○現行制度の枠組みにとらわれることなく、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準については、必要に応じた見直しを検討することも重要である。</p>

【農林・地域活性化WG ③】

規制・制度改革事項	スキー場閉鎖時の課題への対応
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全の観点から、収支赤字の中、原状回復に係る多額のコスト負担を回避するため止むを得ず存続している国立公園内のスキー場の円滑な閉鎖を可能とするため、稼働状況、経営状況等の実態調査を行った上で、原状回復コストをより長期に亘って負担することを可能とするなど、原状回復義務を弾力的に運用する方策について、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○平成 21 年 1 月、長野県「スキー場の今後の展開に関する検討会」において、スキー場の閉鎖・休止時の課題として、同様の問題提起あり。</p> <p>○債務超過状態にある国立公園のスキー場の淘汰が進むことで、新たな資本の参入による魅力あるスキー場づくりが可能となる。</p>

【農林・地域活性化WG ⑭】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し －旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等－</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。＜平成23年度検討・結論＞
<p>所管省庁</p>	<p>国土交通省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○着地型観光に取り組む地域のNPO法人等団体が、宿泊施設や一般交通機関の手配に加え、体験型プログラムをセットで提供できるようにするためには、第3種旅行業者を取得しなければならない。 ○地域の限られたリソースで着地型観光を推進する際、現行の第3種は、営業保証金や旅行業務取扱管理者を設置するなど負担が大きい。 ○なお、旅行業務取扱管理者に係る資格試験の内容は、地域資源を活かした観光振興とは直接関係していないとの声も聞く。

【農林・地域活性化WG ⑤】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>酒類の卸売業免許の要件緩和</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 酒税の保全上大きな問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の見直しを行うことを検討すべきである。 <平成 23 年度検討・結論></p> <p>② 需給調整要件を大幅に緩和（免許枠上限の撤廃、大幅な緩和等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討すべきである。 また、申請手続きに関しても、免許枠算定に係る透明性の確保、標準処理期間の短縮、提出書類の簡素化など、全般的見直しを検討すべきである。 <平成 23 年度検討・結論></p>
<p>所管省庁</p>	<p>財務省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○原料供給及び製造数量の観点からも、法制度に基づき規定された年間の平均販売見込数量基準は大きすぎるのではないかと声を聞く。（例：果実酒における最低製造数量基準は 6 キロリットル）</p> <p>○都道府県の地域資源に認定されている農産物等を原料とした果実酒等は、一層の販売増による地域振興や地域活性化への期待が大きく見込まれることから、年平均販売見込数量基準の緩和による、卸売業免許の交付可能な事業者の枠を広げる意義は大きい。</p> <p>○国内外を問わず、全酒類卸売業免許の取得を求める事業者は少なくないが、需給調整要件のために当該免許を取得できない事業者が存在する。</p> <p>○需給調整要件の緩和により、酒類卸売市場に対する新規企業の参入を促すことで、当該市場の活性化が見込まれる。</p> <p>○また、酒類小売業免許の取得に係る需給調整要件については既に大幅な緩和がなされており、全酒類卸売業免許に限</p>

	<p>って厳しい需給調整要件を課す合理性は乏しいものと考えられる。</p> <p>○このため、全酒類卸売業免許の取得に係る需給調整要件の大幅な緩和を検討すべきである。</p>
--	---

【農林・地域活性化WG ③】

規制・制度改革事項	道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占有許可の取扱いに係る通達について、周知徹底を行うとともに、国と地方公共団体の申請様式の統一化、物品販売のための露店出店に係る手続きの一元化、合意形成過程における協議プロセスの合理化など、申請手続きの簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	国土交通省、警察庁
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○地域の声として、イベント等に伴う道路使用許可及び占有許可に係る警察庁及び国土交通省の通達により、一定の効果があつたとの認識がある一方、地域による対応のバラツキや担当者による対応の違いなど、更なる改善を求める声は少なくない。</p> <p>○地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。</p>

【農林・地域活性化WG ⑦】

規制・制度改革事項	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言（ガイドライン）を発出すべきである。 <p>＜平成 23 年度検討・結論・措置＞</p>
所管省庁	国土交通省、総務省、警察庁
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○本来アーケードは飾り付け等をするものではなく、構造上、附設物の設置は想定していないとの考え方が前提にあるため、地方公共団体は、原則、既存の添架物以外は認めない方向にある。 ○例えば、期間限定でのアーケード天井のバトンをつなぐイルミネーション（天の川）の設置などは、アーケードの構造変更と相当すると整理され、安全上の観点から、アーケード連絡協議会にかけなければならないとの理由で、許可取得が進まない。 ○また、臨時的に九州新幹線開通へ向けて歓迎用の垂れ幕を設置しようとしたところ、新たな添架物の設置は構造上、また景観上問題があるとして、回答留保のままとなっている。 ○地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。

【農林・地域活性化WG ⑳】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>商店街振興組合の設立要件の見直し —産業分類要件の緩和—</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>・ 商店街振興組合の設立に係る組合員の事業構成要件について、小売商業及びサービス業のみならず、それらに対し不動産賃貸を行う事業者を含めることについて検討し、結論を得るべきである。〈平成 23 年度検討・結論〉</p>
<p>所管省庁</p>	<p>経済産業省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○商店街組合振興法は、地域の環境の整備改善を図るために必要な組織等について定めたものであるが、産業分類要件としては、小売業及びサービス業に限定されている。</p> <p>○都市部においては、近年の経営者の高齢化、後継者難等により、自ら営業していた店舗を第三者に賃貸し、不動産賃貸業の店舗オーナーとして、商店街振興に携わる事例が増えている。</p> <p>○このような場合は、業種転換した後も、商店街振興組合の一員として、地域貢献活動が十分に担えることから、地域の商店街振興上、特段の支障がなければ、実態に即した法改正等、産業分類要件を見直すことが必要である。</p>

【農林・地域活性化WG ⑳】

規制・制度改革事項	中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間が生じないように、円滑に再認定を行うことについて、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成23年度検討・結論＞</p>
所管省庁	内閣府
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、市町村が計画期間（おおむね5年以内を目安）を含む基本計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多いため、必要な見直しを検討する必要がある。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	大規模集客施設の郊外立地抑制について
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年の「まちづくり 3 法」に基づく都市計画に係る変更等が大規模集客施設の立地に与えた影響や、自治体による農地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表すべきである。 <p><平成 23 年度措置></p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○「まちづくり 3 法」にかかわらず、優良農地の転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化が進み、規制強化の声の一部の地域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす大規模集客施設の郊外立地のあり方について、実態調査を行う必要がある。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	観光目的の船舶（20t 以上）の検査及び設備の設置要件の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 t 以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、日本小型船舶機構による検査でも対応可とすることについて、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○近年の外国人旅行者の増加を受け、ゆったりくつろげる一回り大きな客室空間の建造ニーズが高まっている。</p> <p>○遊覧船や屋形舟において、20 t 以上の場合は、船舶安全法に基づく国の検査を受けるものとされているが、航行区域が平水区域に限られる場合には、極めて海岸に近い区域のみでの航行が想定される 20 t 未満を対象とする日本小型船舶機構による検査で十分対応が可能と考える。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に柔軟に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討開始＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○航路申請における許可取得には、煩雑な申請手続きに加え、標準処理期間として2か月程度要するため、顧客ニーズに応じた柔軟な航路変更に対応することができない。</p> <p>○基本となる航路に対して、一定エリア内における就航先変更に柔軟に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れることで、水辺の観光需要の掘り起こしが可能。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	中小企業の資金調達の多様化に資する方策の検討 －私募債制度の整備・拡充－
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、地域コミュニティを支える中小・中堅企業の事業の継続・発展を図る観点から、域内資金循環に資する社債等の直接金融の制度のあり方について、金融庁は経済産業省と連携して検討し、結論を得るべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	金融庁、経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとする、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり（50 人以上の場合）様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件を満たすものについては私募債となるよう、制度を見直す必要がある。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	中小企業の事業承継に係る方策の検討
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の親族外事業承継について、経営者の個人保証の承継及び株式の取得に係るものを含め、資金調達等に係る課題について実態調査を行った上で、必要な方策について検討し、結論を得るべきである。 <p><平成 23 年度検討・結論></p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○中小企業の事業承継難による廃業は、地域経済だけではなく、日本経済全体へも大きな損失である。血縁に適当な後継者がいない場合、社員等への事業承継は銀行等の個人保証及び株式取得がネックになっていることが多い。経営者の高齢化により世帯交代期を迎えている現在、中小企業の円滑な事業承継を進めるための環境整備を進める必要がある。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要なとなる手続の迅速化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を半減した上で、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方策を講じるべきである。〈平成23年度措置〉
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○我が国の産業競争力強化のためには、投資判断を行ってから、できる限り迅速に工場施設等の立地が実現できるよう事業環境を整備することが重要であるため、審査期間及び設置制限期間の短縮の意義は大きい。</p> <p>○法令上事業者は、届出受理の日から60日間はその届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行うことができない。その届出特定施設の規模・種類は様々であるところ、審査に要するであろう期間が最大60日間の根拠は不明確であるばかりか、多くの場合、30日以内で都道府県の審査が終えられると聞く。</p> <p>○経済のグローバル化等により、競争が激化している現在の事業環境において、60日間という期間は、非常に大きな事業機会の損失を生みかねず、「事業者の拘束期間の妥当性」について、再考する必要がある。</p> <p>○また、都道府県に対して、運用上、期間短縮措置を講じることができる旨通知されているが、適切な運用がなされているとは言えない。</p> <p>○さらに、審査が滞りなく行われ、事業者・行政双方のコストが削減されるよう、届出にあたり、事前に事業者と積極的に相談を行える体制の整備に努めるよう指導するとともに、都道府県での審査事例を収集し展開するなど、可能な限り迅速な対応が行えるよう、必要な方策を検討する必要がある。</p>

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定のあり方について、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○工場立地法による緑地面積の確保等に係る規制改革要望は、逐次、所要の措置を講じるべく検討が進められているところではあるが、依然産業界からは見直し要望が後を絶たない。</p> <p>○例えば、壁面緑地は、高さ 1 m まで、また屋上緑化は、敷地面積の 5 %（緑地面積の 25%）までしか緑地面積として算入することができない。合理的根拠がないのであれば、弾力的運用を認めるべきである。</p> <p>○また、植栽規定に関しては、高木であれば苗木（幼木）でも可となっているものの、自治体の条例等により、苗木（幼木）は一律不可とする上乘せ規制が策定されているケースがある。成長した樹木の移植は割高で、かつ枯死のリスクも少なくないことから、植林する苗木の本数を割り増しするなど条件を課した上で、苗木から育てることも可能とするなど、弾力的運用を行うことについて、地方公共団体に通知すべきである。</p> <p>○そもそも、「地域準則」により、地域の実情に応じて、都道府県及び政令市は独自に、国が定める範囲内において緑地面積率の上限を 10% まで下げることが可能となっているが、これは一部の地域でしか策定されていない。また、地方においては、周辺環境として、既に緑地に囲まれており、こうした状況の中、一律の規制を課すことは合理的根拠に欠ける等、見直しを求める声は少なくない。「地域準則」を積極的に活用させる方策を検討すべきである。</p>

【農林・地域活性化WG ⑦】

規制・制度改革事項	地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の事業所間を配管で接続する場合、空地を設けて設置せざるを得ないため、省エネ効果の低減等、課題が生じているが、これら事業所は石油コンビナート等災害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の防止のための一定の措置が既に講じられていることを踏まえ、事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて必要な空地を減ずることができる（空地を不要とすることを含む。）等の規制緩和を行うべきである。また、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の保安上必要な措置の明確化にあたっては、一律に過度な措置を義務づけることなく、事業所の実態に合わせた対応が可能となるよう措置すべきである。〈平成23年度検討・結論〉
所管省庁	総務省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○石油コンビナートは、大規模かつ複雑な製造施設や貯蔵施設を有し、取り扱う物質も多種多様にわたることから、災害の発生リスクを最小限に抑え消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び石油コンビナート等災害防止法のいわゆる「コンビナート保安四法」に基づく保安規制の遵守が義務付けられている。 ○こうした中、安全性の確保を前提としつつも、海外との競争力を低下させることがないよう、規制の見直しを図る必要性は大きい。 ○例えば、地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの課題が生じていたが、これらコンビナートの事業所は石油コンビナート等災害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の防止のための一定の措置が既に講じられていることを踏まえ、安全性を確保しつつも、事業所ごと

	<p>の実態に合わせて必要な空地进行減らすことができる等（空地进行を不要とすることを含む。）の、規制緩和をすることが適当と考える。</p> <p>○なお、これらを踏まえると、危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置については、水密構造で両端を閉塞した防護構造物又は危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへいと一律に規定するのではなく、過度な措置を義務づけることがないよう、事業所の実態に合わせた対応が可能となるようにすることが適当と考える。</p>
--	--

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	PPP/PFI制度の積極的な活用
規制・制度改革の概要（案）	<p>① P F I 制度の一層の活用を図る観点から、民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し、S P C 株式譲渡自由の許容、公物管理権の民間開放、民間による官の人材の活用制度の創設について、検討すべきである。 <平成 22 年度検討・結論></p> <p>② また、社会的に有用性の高いインフラ施設等の整備に、「志ある投資家」による個人資金の活用を図る観点から、現在「コンソーシアムの構成企業等が出資により新たに株式会社を設立し、これが選定事業者となること」を仮定して記載されている「契約に関するガイドライン－P F I 事業契約における留意事項について－」について、投資法人や特定目的会社等を選定事業者とすることを仮定した記載を追加することを検討し、結論を得るべきである。<平成 23 年度検討・結論></p>
所管省庁	内閣府
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○P F I 制度の一層の活用を図る観点から、大規模災害発生時における政府の資産買取り等、民間へのリスク移転の最適化も含め、民間事業者への参入のインセンティブを十分に確保することが必要である。</p> <p>○株式譲渡が原則禁止されているため、ゼネコン等P F I 特別会社に対して、事業終了時まで出資の維持を要求するなど負担を強いている現状を鑑み、投資家からの資金受け入れが可能となるよう特別目的会社の株式譲渡の弾力化を図る必要がある。</p> <p>○他方、インフラ（道路、港湾等）の一部及び全部に関して、建設・更新・運営などを含めた多様な委託や投資に対するリターンの確保を可能とする仕組みを整備することも必要である。</p> <p>○さらに、民間企業が公共インフラの運営を実施するために、ノウハウを有する官人材を活用可とする環境の整備を行うことや、公的不動産及びインフラ施設等の整備に民間資金を活用可能とするために、P F I 事業会社に投資法人</p>

	や特定目的会社等を選定することについて、検討すべきである。
--	-------------------------------

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	訪日査証の要件緩和・見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際観光客誘致のため、中国人について、数次査証の発給（年収 25 万元以上の観光客）や団体観光査証の要件を緩和するなど、訪日査証のあり方について、検討すべきである。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度検討・結論＞</p>
所管省庁	外務省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○昨年 7 月に年収 25 万元以上の観光客について個人観光査証の発給が解禁されたが、1 年経て失踪など大きな問題も起きていないことから、観光客のリピーター促進のために、査証有効期間内であれば何度でも訪日可能な数次査証の導入が検討されるべき。</p> <p>○諸外国の状況としては、韓国は既に数次査証を認めており、国際観光の競争上、劣後することになる。</p> <p>○さらに、団体観光については、現在、常時 2 名以上の添乗員の同行が義務付けられていることに加え、あらかじめ決められた内容以外の行動は制限されており、旅行者ニーズに十分に対応できていない。個人の自由行動の制限が緩和されれば、団体観光の利便性と個人観光の趣向の多様性に対応した旅行企画が可能となり、訪日客の更なる増加が期待される。</p>

【農林・地域活性化WG ⑩】

規制・制度改革事項	国際線の入国時の税関検査の簡素化
規制・制度改革事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の合理性について検証し、結果を公表すべきである。〈平成 23 年度措置〉
所管省庁	財務省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○観光立国を目指す我が国の入国時の税関検査に関して、申告すべき手荷物等がない旅客に対して、免税範囲を超えている旅客等同様、ほぼ一律に旅券提示を求める当該対応は、諸外国との比較において、日本人のみならず日本を訪れるビジネス客及び旅行者の間で違和感を覚える者が少なくないと聞く。</p> <p>○テロの未然防止や密輸阻止の観点から、運用上、必要に応じて旅券提示を求めているとのことであるが、実際のところ、税関検査職員において、密輸するリスクが高い人物と問題のない人物とを確実に見極めることは至難の業であることから、ほとんど全ての旅客に対して旅券提示を求めることで、リスクヘッジしていなか疑念を抱かざるを得ない。</p> <p>○平成 19 年 7 月以降、同じくテロの未然防止や密輸阻止の観点から、日本に入国する全ての旅客に「携帯品・別送品申告書」の提出が義務付けられたこともあり、諸外国との一連の税関検査に係る対応の相違いについて、合理性及び実効性の観点から改めて検証し、その結果を公表する意義は大きいと考える。</p>

【農林・地域活性化WG ⑤】

規制・制度改革事項	民間事業者によるカジノ運営の解禁
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、当面はカジノ利用者を外国人に限定するという方策も含め、関係府省の連携の下、検討すべきである。＜平成 23 年度検討開始＞
所管省庁	警察庁、総務省、法務省、国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○世界的に見て、カジノは魅力的な娯楽性を有する重要な観光資源であるとの共通認識が芽生えつつあり、雇用・税収面で多大な経済効果を生み出すことが可能との意見が多い。</p> <p>○我が国は、先進国では唯一ともいえるカジノ非合法の国となっており、カジノ合法化の遅れは観光産業の国際競争力を相対的に弱めるとの意見もあるため、関係府省の連携の下、出来るだけ早く、具体的な検討を開始する必要があると考える。</p>

【農林・地域活性化WG ⑫】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 我が国の水産業の再生には水産資源の回復を最優先とし、現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改める。科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全とともに厳格に運用することにより、水産資源を回復させ、保護し、持続的に利用して、漁業経営の安定化と持続性を確保する。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>② 漁業法及び水産業協同組合法の目的を、水産資源の回復と保護、及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>③ 先の共同漁業権内、定置漁業権内等の沿岸漁業についても沿岸域の魚種ごとの資源量の把握、ABCの算定、TACのABC以下の設定など、科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的な資源管理の仕組みを導入し管理する。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>④ 資源を回復させるまでの期限、資源量回復目標などに関する「持続的な資源総合利用のための基本ビジョン」を策定し、魚種と海域ごとに現状の資源量に見合う漁船の削減、休漁及び操業隻数を明示する。併せて、資源評価の実施や漁獲のモニタリングを行う科学的機関（独立行政法人水産総合研究センター及び漁業情報サービスセンターを改組）及び操業の監視と取締り活動の実施のための機関（官船取締り事業及び用船取締り事業）を許認可省庁から独立した公的な機関として創設し、円滑実施を図る。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>⑤ 水産資源が本来公有物であるとの観点から、我が国排他的経済水域内の水産資源を国民共有の財産として水産基本法に「水産資源は国民共有の財産である。」と明示する。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>⑥ 共同漁業権漁業及び都道府県許可漁業についての都道府県漁業調整規則や海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の制定については、地方分権一括法の趣旨を踏まえて、現行法下でも知事が行うものとし、早急に</p>

	漁業法、海洋生物資源の保存・管理法（TAC法）、水産資源保護法を改正する。〈できるだけ早期に措置〉
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○我が国の水産業の再生には、水産資源の回復が最優先である。そのため現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改めるべきである。科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全とともに厳格に運用することにより、水産資源を回復させ、保護し、持続的に利用して、漁業経営の安定化と持続性を確保することである。</p> <p>○そのためには、上記の漁業法及び水産業協同組合法の目的を水産資源の回復と保護、及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。併せて、不必要となる規制の廃止等、旧態の条文を削除するなど、その全面改正を行う。</p> <p>○また、地先の共同漁業権内の沿岸漁業も、「口開き」など江戸時代からの旧態の制度を引きずっており、沿岸域の魚種ごとの資源量の把握と科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的な資源管理の仕組みを導入すべきである。</p> <p>○さらに、現状の資源量に見合う漁船の削減、休漁及び操業隻数の明示や資源を回復させるまでの期限などに関する「持続的な資源総合利用のための基本ビジョン」の策定や資源評価の実施や漁獲のモニタリング、取締り活動の実施のための公的な独立機関の設置を行う。</p> <p>○併せて、水産資源が公共的な資産（共有物）としての性格を有するとの国際的な観点から、我が国排他的経済水域内の水産資源を国民共有の財産として上記の漁業関連法に独立した条項を設け明確に位置づけるべきである。</p> <p>○さらに、共同漁業権漁業及び都道府県許可漁業についての都道府県漁業調整規則や海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の制定については、地方分権一括法の趣旨を踏まえて早急に知事が独自に行えるよう、漁業法第11条第6項並びに海洋生物資源の保存・管理法第4条第3項、及び水産資源保護法第4条第7項を削除すべきである。</p>

【農林・地域活性化WG ⑬】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>海洋生物資源の保存・管理法（TAC法）の抜本的な改正等</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>（その１）</p> <p>① 日本の海面全漁獲量の約８０％を占める３０種までにTAC設定魚種を拡大する。併せて、TACをABC以下に設定することを法的に義務化し、ABCは資源の最大持続生産量（MSY）の水準への５年程度の期間での回復を目標とする。＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>② 拡大したTAC対象魚種３０種について、漁業者または漁船毎にTAC法に基づくIQ（個別漁獲枠）を割り当てる。＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>③ 資産の流動化を促し、資産価値を付与するITQ（譲渡可能個別漁獲枠）方式を導入する。 ＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>④ 地域産業振興の観点から、離島漁業振興枠の設定を行う。 ＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>⑤ さんま漁業に関する政省令規定及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を廃止し、資源が豊富なサンマ資源の有効利用のため、IQもしくはITQを直ちに設定するとともに、さんま棒受け網漁業以外の漁業種類にも配分する。＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>（その２）</p> <p>⑥ 我が国の指定漁業（大臣許可漁業）について、その増大した能力に合わせ距岸３マイルから１２マイル程度以内の沿岸域を操業禁止区域とする。そのため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の別表第二を廃止する。 ＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>⑦ 大型の漁船にはその位置が明確にかつ瞬時に判別される漁船モニターシステム機（VMS）の搭載及び通報を漁業法による指定漁業（大臣許可漁業）の許可条件として義務付ける。＜できるだけ早期に措置＞</p> <p>⑧ 海面漁獲量の約８０％をカバーするよう全国３０港程度に指定漁業（大臣許可漁業）の陸揚げ港を指定する。な</p>

お、当該指定された陸揚げ港以外に陸揚げする場合には、いかなる場合であっても24時間以前に公的な官庁からの許可を取得しなければならないとする。

<できるだけ早期に措置>

- ⑨ 全ての指定陸揚げ港には、漁業監督官ないし科学オブザーバーを配置する。彼らは全ての漁獲物の漁獲量を検査する義務を負う。また、漁船は、漁獲成績報告書を漁業監督官ないしオブザーバーに帰港後直ちに提出しなければならないとする。<できるだけ早期に措置>
- ⑩ 指定陸揚げ港における第一次購入者の魚種別の購入報告書の提出を義務付けるとともに、卸売市場において第一次購入者の報告書の写しを添付しない場合は、卸売市場は漁獲物の受託を拒否できるようにする。<できるだけ早期に措置>

(その3)

- ⑪ 東シナ海全体に亘る科学的な資源評価やTACの設定、及びモニタリングが緊急に必要であり、FAO（国連食糧農業機関）などの法的、科学的な助言を得て、台湾の事実上の参加も可能とする「東シナ海国際漁業協力管理機構」の設立のための日中韓三国条約の締結交渉を開始する。併せて、日中韓三国共同による当該海域での魚種ごとの資源情報の交換、大学や研究所の交流、及び当該海域で操業する全ての漁船の登録を進める。
<できるだけ早期に措置>
- ⑫ TAC法施行令の附則第2条（適用の範囲）を削除する。
<できるだけ早期に措置>
- ⑬ 国際海域におけるマグロ類のTAC設定と国別配分及び日本国内IQ/ITQの導入、及び北緯20度以北の日本周辺水域（我が国200海里内水域を含む。）におけるカツオのTACと漁業種類別配分及び漁船ごとのIQ/ITQの導入を実施する。<できるだけ早期に措置>
- ⑭ 資源の健全な鯨類資源については、南氷洋及び北西太平洋とも科学的根拠に基づく捕獲枠（調査枠を含む）を算出する。また、鯨類などによる魚類の捕食量を定量的に把握し、現在算出されるABCやTACの設定に対する

	定量的な影響量を算出する。また、これらの情報を国民に広く公開する。〈できるだけ早期に措置〉
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>(その1)</p> <p>○水産資源を回復させ、その保護及び持続的な利用を図るために、早期に日本の海面全漁獲量の約 80%を占める 30 種までに T A C 設定魚種を拡大することが重要である。</p> <p>○また、T A C を A B C 以下に設定することを法的に義務化し、A B C は資源の最大持続生産量の水準への短期間での回復を目標とすべきであり、T A C 法第 3 条第 3 項を改正する。</p> <p>○さらに、これら 30 種について、漁業者または漁船毎に I Q を割り当てることが必須である。これにより、漁獲の権利に所有権としての性格を付与し、排他性を持たせ、漁業者自らが資源管理する意識を醸成することになる。そして、マーケットにも需要に応じて供給可能となりコスト削減にもつながる。</p> <p>○さらに、資産の流動化を促し、資産価値を付与する I T Q 方式を導入すべきである。このことが、中長期的な経営戦略の樹立につながり、これらを担保として融資が可能となる。また、過剰投資の排除や新規参入の促進にも有効に機能する。</p> <p>○その際、地域産業振興の観点から、アラスカの漁業に見られる加工業のための個別加工枠 (I P Q) や水産業への依存度が高い離島振興枠の設定も行う。</p> <p>○また、さんま漁業に関する政省令規定 (漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令 (昭和 38 年政令第 6 号) 及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号)) を直ちに廃止し、資源が豊富なサンマ資源の有効利用のため、I Q もしくは I T Q を設定して、まき網漁業とトロール漁業にもサンマの漁獲を許可し、漁獲物は中国等への生鮮食料品等の輸出振興に活用すべきである。</p> <p>(その2)</p> <p>○我が国の大中型まき網漁業と沖合底びき網漁業は、全国的</p>

規模での操業を支援する観点から、これまで沿岸域でのほぼ自由な操業が許可され、操業の禁止ラインが沿岸線とほぼ重なる場合や共同漁業権内に操業することまであり、沿岸漁業との競合、資源悪化の促進、そして漁場の荒廃につながっている。

○そのため、諸外国では漁船の漁獲能力や装備の向上につれ、大型の漁船は沿岸域から3～12マイル以遠に操業が許可されており、我が国の指定漁業（大臣許可漁業）も、その増大した能力に合わせ距岸3マイルから12マイル程度以内の沿岸域を操業禁止区域とする近代的な操業規制とすべきである。

○また、大型船は漁獲能力が大きくかつ装備も近代的で機動性や走行性も高いので、魚群の密度が高い沿岸域に自由自在に出入りする能力を有する。それらが、公的な機関からの監視が不可能となれば、資源の悪化や漁場の競合を促進することになる。

○従って、諸外国では大型船には既に導入済みであるが、これら大型の漁船にはその位置が明確にかつ瞬時に判別される漁船モニターシステム機（VMS）の搭載を漁業法による指定漁業（大臣許可漁業）の許可条件として法的に義務付けるべきである。

○さらに、指定漁業（大臣許可漁業）ごとの水揚げ港を海面漁獲量の約80%をカバーするよう全国30港程度に指定すべきである。

○指定水揚げ港以外に水揚げする場合には、いかなる場合であっても24時間以前に公的な官庁からの許可を取得しなければならないとする。

○また、全ての指定水揚げ港には、漁業監督官ないし科学オブザーバーを配置する。全ての入港漁船は、漁獲成績報告書を監督官・オブザーバーに提出し、彼らは全ての漁獲物の漁獲量を計測する義務を有させる。漁獲物の監督官・オブザーバーの計測量と漁獲成績報告書に差が生じた場合には前者を採用とする。

○また、指定水揚げ港における第一次購入者の魚種別の購入報告書の提出を義務付ける。さらに、卸売市場において第一次購入者の報告書の写しがないしは抜粋が添付されない

場合には、卸売市場は漁獲物の受託を拒否できるようにする。

(その3)

- 我が国周辺海域は、オホーツク海、日本海、太平洋、及び東シナ海によって囲まれているが、このうち最も水産資源の悪化が著しいのは東シナ海であり、この海域は日本、中国、韓国、及び台湾によって漁業活動が行われている。我が国の以西底びき網漁業はほぼ消滅し、大中型まき網漁業も3分の1に減少した。
- 韓国の漁獲量は一時減少したが、小型違法底びき網漁船の減船や11魚種に及ぶTAC/IQ制度の導入により着実に資源回復を果たしている。
- しかし、中国はいまだTACを設定しておらず、多数に及ぶ底びき網漁船などが操業しており、キグチやタチウオなどの漁獲物が大幅に減少し小型化するなど典型的な資源悪化の特徴を示している。
- 日中、日韓、及び中韓漁業協定は存在するものの、共同管理水域などの漁業取り決めが中心で、東シナ海全体に亘る科学的な資源評価やTACの設定、及びモニタリングが緊急に必要である。
- 重要水域に国際的な漁業協力管理機構が存在しない水域は東シナ海のみであり、FAO（国連食糧農業機構）などの法的、科学的な助言を得て、台湾の事実上の参加も可能とする「東シナ海国際漁業協力管理機構」の設立のための条約の締結交渉を開始すべきである。
- また、直ちに当該海域での魚種ごとの資源情報の交換、大学や研究所の交流、及び当該海域で操業する全ての漁船の登録を各国間で進めるイニシアチブを我が国が取ることとする。
- さらに、TAC法施行令の附則第2条（適用の範囲）は、韓国などのTAC/IQ制度の実施状況に照らし齟齬をきたし、かつ我が国のTAC制度を事実上の有名無実としており、これを廃止、削除する。
- また、国際海域におけるマグロ類のTAC設定と国別配分及び日本国内IQ/ITQの導入、及び日本周辺水域にお

	<p>けるカツオのTACと業種別配分及びIQ/ITQの設定を早期に導入かつ実施すべきである。</p> <p>○さらに、資源の健全な鯨類資源については、政治的要因ではなく科学的根拠に基づく捕獲枠（調査枠を含む）の設定を急ぐとともに、ノルウェーやアイスランドに倣い、鯨類などによる魚類の捕食量を定量的に把握し、ABCやTACの設定に十分に反映させるべきである。また、これらの情報を国民に広く公開すべきである。</p>
--	--

【農林・地域活性化WG ④】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 漁協の収入について経済事業による事業収入と営業（漁業権漁業及び漁船漁業）の侵犯により獲得された収入、及びそれ以外の事業収入（補助金、信用事業配当金など）の内訳を明確に分けて計上するとともに、事業計画書と事業部門の収支情報の国民への情報開示の説明責任を徹底する。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>② 漁協の自営事業（大型定置網などの経営）が、組合員が、本来漁獲すべき魚種を対象とする事業を営み組合員の経営を圧迫している場合がないか調査を実施し、その結果を公表するとともに、水産業協同組合法（水協法）第4条（組合の目的）の趣旨に反すると解される場合は、自営事業の縮小など適切な措置を講じる。また、水協法第50条の特別議決事項の議決に際しては、議題ごとに1件ずつ慎重かついねいに審議し、組合員全体が理解した上で採決することを義務付ける。 〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>③ 全国漁業協同組合連合会が資格認定している監査士の具体的な監査の実施状況と漁協の経営改善などの実効性について組合経営の悪化の例も含めた事例で検証し、国民に情報開示する。併せて、監査士による内部監査に加え、第三者による外部監査の導入が現行の漁協の経営実情から妥当であり、水協法においてこれら情報開示を義務付け、早急に公認会計士の監査を実施する。 〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>④ 漁業権の運営や組合員の資格に対する厳正な審査を実施し、審査結果を国民に情報開示する。併せて、漁業法に照らし、漁業権の設定の停止、水協法に該当する条件を満たさない組合員の排除、組合員数を満たさない組合の解散等を徹底する。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>⑤ 海区漁業調整委員会の構成員数を15名から20名に拡大し、水産資源が国民共有の財産であるとの観点から、追加分を流通、加工、観光等の業者やNGOとするなど、</p>

	<p>地域社会、経済活動を広く代表する委員会とする法改正を行う。〈できるだけ早期に措置〉</p> <p>⑥ 公有水面埋立法に規定される漁業権者又は入漁権者への補償に関する同法の関係条項を削除する。</p> <p>〈できるだけ早期に措置〉</p>
所管省庁	①～⑤農林水産省、⑥国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○漁協の収入は、経済事業の実施による事業収入と海砂利採取補償金、政府補助金による収入などのその他の収入に分かれるが、経済事業による事業収入と営業（漁業権漁業及び漁船漁業）の侵犯により獲得された収入、及びそれ以外の事業収入（補助金、信用事業配当金など）のそれら内訳を明確に分けて計上するとともに、事業計画書と事業部門の収支情報の一般への情報開示を徹底すべきである。</p> <p>○これは、漁協が、水産業協同組合法により国民の負託を受けて漁業権を付与されるなど特別の地位を獲得していること、政府から税制優遇、優遇融資、及び補助金などを受けていることに対する義務である。</p> <p>○公有水面埋立法は、成立から 90 年を経過し時代にそぐわなくなり、国土開発や埋め立ては漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべきものであり、同法の関係条項を廃止する。</p> <p>○また、漁協の自営事業（大型定置網などの経営）が、漁協の組合員が、本来、漁獲すべき魚種を対象とする事業を営み組合員の経営を圧迫している場合については、水産業協同組合法第 4 条（組合の目的）の趣旨に反すると解され、自営事業の縮小など適切な措置が講じられるべきである。</p> <p>○さらに、全国漁業協同組合連合会がいかなる資格試験を実施して監査士を資格認定しているのか公表するとともに、監査士が公認会計士と比較してどのような能力を有するのか、かつ監査士の具体的な監査の実施状況と漁協の経営改善などの実効性について組合経営の悪化の例も含め具体的な事例で検証し、提示すべきである。</p> <p>○外部監査の導入が、現行の漁協の経営実情の悪化から妥当であると考えられ、公認会計士の監査を早急に実施すべきである。</p> <p>○また、漁業権の運営や組合員の資格に対する厳正な審査を</p>

	<p>実施し、漁業権の設定の停止、条件を満たさない組合員の排除、組合員数を満たさない組合の解散等を徹底すべきである。</p> <p>○さらに、海区漁業調整委員会の構成員数を15名から20名に拡大し、追加分を流通、加工、観光等の業者やNGOとするなど、地域社会、経済活動を広く代表する委員会とする法改正を行うべきである。</p>
--	---

【農林・地域活性化WG ⑤】

規制・制度改革事項	養殖許可制度の近代化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 養殖数量の安定的な確保及び養殖業の持続的な発展のため適切な海洋環境を保全するとともに、天然資源の未成魚を利用するクロマグロやブリなどの蓄養・養殖においては未成魚の過剰漁獲を防止し天然資源への悪影響を回避することが不可欠であり、これらの魚種に直ちにTAC法に基づくTACを設定し、漁業者にIQ（個別漁獲枠）の配分を行うなどの必要な施策を実施する。 <できるだけ早期に措置></p> <p>② 陸上養殖業の法的な位置づけを明確にするるとともに、資源と環境を保護するための法制度を一元的に整備し、「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を策定することにより魚種ごとの全国ベース及び養殖漁場ごとの生産量の設定などを行う。このため、新たに立法する。 <できるだけ早期に措置></p> <p>③ 大型施設など特に大きな初期投資を要するクロマグロ養殖などを対象に経営能力などを条件とする「大型区画漁業権」の許可制度を創設する。なお、この漁業権では、従前の許可の優先順位を適用せず、経営能力や法の遵守能力などを条件とする。<できるだけ早期に措置></p> <p>④ 総養殖生産量の範囲内で養殖業に新規参入を希望する者にも数量及び漁場スペースの割当てが行われるよう、策定した「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を踏まえた養殖業における譲渡可能な個別割当制度を、新たな立法により導入する。<できるだけ早期に措置></p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○養殖数量の安定的な確保及び養殖業の持続的な発展のためには、適切な海洋環境を保全することはもちろん、天然資源の未成魚を利用するクロマグロやブリなどの蓄養・養殖においては、未成魚の過剰漁獲を防止し天然資源への悪影響を回避することが不可欠である。</p> <p>○そのため、養殖を行う上で、陸上養殖業の法的な位置づけを明確にするるとともに、資源と環境を保護するための法制</p>

	<p>度を整備し、「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を策定し、魚種ごとに全国ベース及び各養殖漁場ごとの生産量の設定を行うべきである。</p> <p>○また、クロマグロ養殖などを対象に経営能力などに基づく「大型区画漁業権」の許可制度を創設する。この漁業権では、従前の許可の優先順位を適用せず、経営能力や法の遵守能力などを条件とする。</p> <p>○さらに、既存の養殖業者の実績を踏まえつつ、総養殖生産量の範囲内で、新規参入を希望する者にも数量及び漁場スペースの割当てが行われるよう、上記の中期的国家利用計画を踏まえた養殖業における譲渡可能な個別割当制度を導入すべきである。</p>
--	--